

夕張市強靱化計画

令和2年11月

(令和2年12月一部修正)

(令和7年3月一部修正)

(令和8年5月一部修正)

夕張市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	夕張市強靱化の基本的考え方	
1	夕張市強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	夕張市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	19
2	施策推進の指標となる目標値の設定	19
3	推進事業の設定	19
	【夕張市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】	20
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	33
2	計画の推進方法	33

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、夕張市においても、太平洋沖における大規模な地震の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、夕張市においても、東日本大震災や平成28年の豪雨災害、平成30年の胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「夕張市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

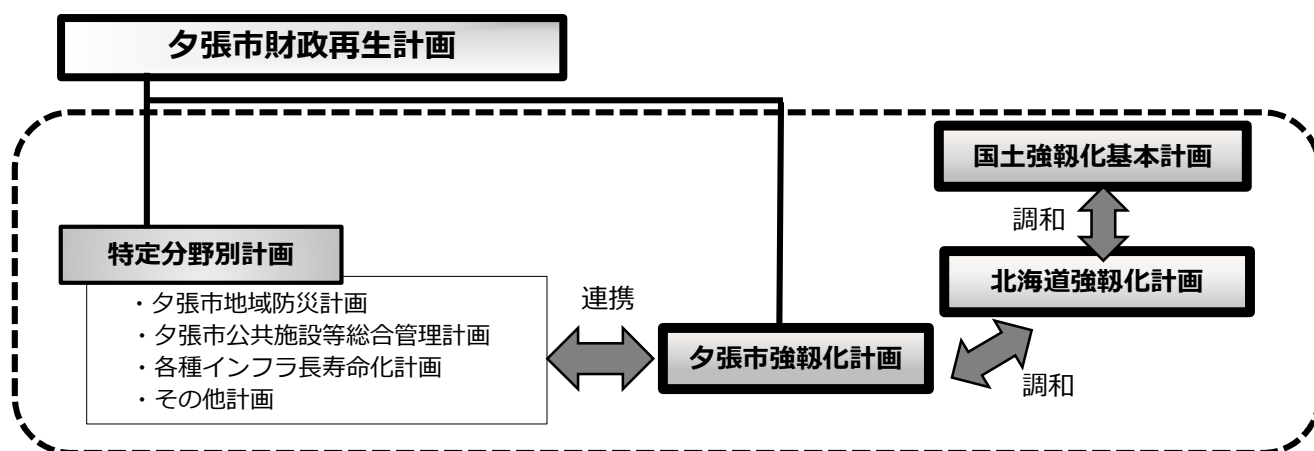
夕張市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組みを更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、夕張市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「夕張市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

夕張市は、現在、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定めるところの全国唯一の財政再生団体となっていることから、現在の最上位計画である夕張市財政再生計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 夕張市強靱化の基本的考え方

1 夕張市強靱化の目標

夕張市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、市の重要な社会経済機能を維持することにある。と同時に、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みでもある。

こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、夕張市の持続的成長につながるものでなければならない。

また、強靱化の取り組みは、夕張市のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集する必要があるものである。

以上の考え方を踏まえ、夕張市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次を夕張市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

夕張市強靱化の目標

○大規模自然災害から市民の生命・財産と夕張市の社会経済システムを守る

2 本計画の対象とするリスク

夕張市強靱化の対象となるリスクは、国土強靱化基本計画、北海道強靱化計画と同様に大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、市独自目標に掲げる「市民の生命・財産と夕張市の社会経済システムを守る」という観点から、夕張市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 夕張市における主な自然災害リスク

(1) 地震

- 内陸型地震
 - ・ 石狩低地東縁断層帯の発生確率
M7.9 程度、30 年以内にほぼ 0%
- 過去の被害状況
 - ・ 十勝沖地震（平成 15 年）
M8.0、最大震度 6 弱（夕張市 震度 3）、死者・行方不明者 2 人
 - ・ 北海道胆振東部地震（平成 30 年）
M6.7、最大震度 7（夕張市 震度 4）、死者 44 人

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が全国で頻繁に発生

(3) 豪雪／暴風雪

- 豪雪地帯である夕張市では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害のリスクが想定される
- 平成 25 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生

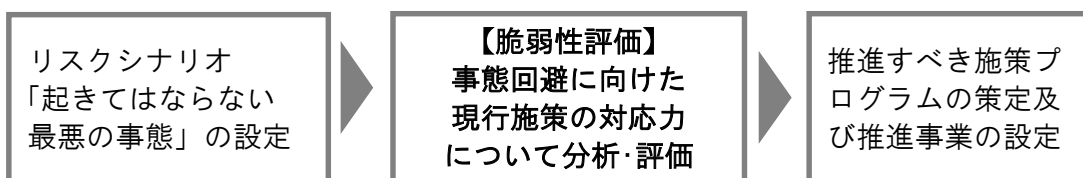
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

夕張市としても、本計画に掲げる夕張市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、夕張市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など夕張市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、夕張市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果を次頁のとおり記す。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 本市の住宅の耐震化率は76%、多くの住民が利用する建築物の耐震化率は90%であり、北海道全体のデータと比較して下回る。
法改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間所有の大規模建築物については、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき必要な耐震化を進める必要がある。
- 耐震化がなされていない市立診療所施設は建替え作業が進行中であるほか、小中学校、社会福祉施設、体育施設などの施設の耐震化は進んでおり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や必要な修繕等の取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「夕張市公共施設等総合管理計画」及び個別施設・設備の長寿命化計画に則り適切な維持管理を行う必要がある。
- 市民の多数が居住する公営住宅は、約50%が昭和46～50年に建設された物件であることを含め全体的に老朽化が進んでいる。このため、住宅再編事業による住宅の建替えをこれまで進めてきたが、今後においては、人口減少を見込んだ集約化とそれに伴う改善等を進めていく必要がある。

(空き家対策)

- 平成28年度に実施した空き家実態調査において、本市の戸建住宅の空き家戸数は398件にのぼった。今後、これらの住宅について「夕張市空家等対策等計画」に基づいて対策を講じる必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 本市においても災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所を指定しているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	76% (H24年度)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	90% (H24年度)
・小中学校の耐震化率	100% (H23年度)
・医療施設（市立診療所）の耐震化率	未耐震
・社会福祉施設の耐震化率	100% (S60年度)
・空家対策の実施（利活用）	13件 (R元年度)
・空家対策の実施（解体）	17件 (R元年度)
・指定緊急避難場所及び指定避難所	12ヶ所 (R2年度)
・住宅用火災報知器設置率	72.31% (R2年度)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域は137箇所、うち特別警戒区域121箇所が指定されている。土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地等の対策を進める必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 土砂災害危険個所の調査結果を踏まえて、重要個所における地滑り等災害の発生防止又は軽減に努めるため、国及び北海道に対して情報提供を行うなどの連携を図るとともに、ソフト対策のほかハード対策についても要望していく必要がある。

（大規模盛土造成地変動予測調査）

- 大規模な盛土により宅地等を造成した地域では、地盤が危険な変状をきたしている場合があるため、一連の変動予測調査を実施し、滑動崩落危険盛土が特定された場合は、しかるべき安全対策工事を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域指定数 137箇所
- ・土砂災害特別警戒区域指定数 121箇所
- ・土砂災害ハザードマップの作成 夕張市防災マップとしてH25年度作成

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成）

- 夕張市防災マップ（ハザードマップ）に基づき、定期的な防災訓練等の実施を促進する必要がある。
- 災害発生時に関係機関が連携した対応が行えるよう知事が指定した道管理137河川について、本市は阿野呂川におけるタイムライン（防災行動計画）を作成、現在試行的運用を行っており、今後市のハザードマップ改定等に活用する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤、水路の整備などの治水対策について、近年の全国的な豪雨災害の状況等に鑑み一層の効果的、効率的な推進が必要とされる。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、雨水管渠などの定期的な点検及び清掃を行う必要がある。

（ダム防災対策）

- 大雨発生時における夕張シューパロダムの治水効果の発揮を図るため、管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を要望する必要がある。
また、夕張川ダム総合管理事務所では、シューパロダムの貯水位が一定値以上、かつ相当量の降雨が予測される際に、防災のために事前放流を可能としていることから、管理事務所との情報連携を密に実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成 夕張市防災マップに記載（H25年度）
- ・洪水ハザードマップに基づく防災訓練等の実施 地域別に年1回開催（H30年より）
- ・避難勧告着目型タイムライン（素案）の試行的な運用を開始した河川 阿野呂川（R2年より）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 暴風雪時における通行規制や通行規制解除などの情報を、各道路管理者（国、道、市町村）が連携し、地域住民にきめ細やかに提供する必要があるほか、暴風雪時の対応について平時からの意識啓発を行う必要がある。

（除排雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、夕張市）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努める必要がある。
- 除雪機材の計画的な整備・更新を行うとともに、オペレーターの確保により、安定的な除排雪体制を維持強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 除雪機械保有台数 12 台（R2 年度）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、暖房器具や発電機などの備蓄整備など防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防寒対策用資機材の備蓄整備状況
 - ・ ポータブルストーブ 29 台（R2 年度）
 - ・ 毛布類 217 枚（R2 年度）
 - ・ 発電機 4 台（R2 年度）

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをＬアラートと連動させた運用により、道及び道内各市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達することとしているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、道（本庁）と道出先機関及び道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時において、市民に対して正確且つ判りやすい情報を迅速に提供し、社会的混乱の防止を図るため、各地域レベルでの情報共有体制の構築に向けて、町内会などの地域コミュニティ情勢を推進する必要がある。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、広報車・スマホアプリ・メールなど多様な方法による災害情報の伝達体制を整備推進する必要がある。
- あわせて、デマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、関係機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、民間と連携した受入体制の整備が必要である。特に外国人観光客については災害情報の伝達手段が十分に整備されていないことから、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行えるよう、避難行動支援者の名簿作成・活用などの対策を推進する必要がある。

（防災教育推進）

- これまで、地域の実情に応じた住民避難訓練や避難所設営・運営訓練を通し、災害発生時の住民対応力の醸成を図るほか、幼児・小学生及びその保護者を対象とした体験型防災教育である「防災キャンプ」を催し、防災教育の推進を図ってきたが、この取り組みを継続して推進していく必要がある。
- また、小中学校、各事業所及び町内会などで防災講話を行っており、今後も防災意識の向上に向け、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・自主防災組織活動カバー率	11.5%（R2年度）
・防災訓練の実施回数	1回/年（R2年度）
・避難行動要支援者計画の策定状況	策定済み（H26年度）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、行政機関・民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、災害時にこれらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など実態に則した協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分(可能であれば1週間分)の食料や飲料水を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

【指標(現状値)】

- ・防災関係の協定件数(民間企業・団体、行政機関) 30件(R2年)
- ・非常用食料の備蓄状況 2,095食(R2年)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や北海道広域応援隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 近年、頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害に備え、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の確保などの維持・拡充に向け関係機関の連携した取り組みを推進する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を計画的に図る必要がある。

(防疫体制)

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐため、救急隊員等の防疫体制を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・総合防災訓練の実施件数 未実施(R2年度)
- ・消防車両の配備状況 消防本部11台、消防団8台(R2年度)
- ・陸上自衛隊との災害時の連携に係る協定 H25年締結

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- プライバシーの確保、トイレ環境の向上など避難所における生活環境の整備を促進する必要がある。

（被災時の医療体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、地域防災計画に基づき医師会に要請を行うほか、日赤救護班や災害派遣医療チームの派遣要請など災害時の支援体制の強化を推進する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時に自力での避難が困難である高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的、物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る必要がある。

（防疫体制）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施など平時からの感染予防対策を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ・予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 | 95.2%（R元年度） |
| ・特定健康診査受診率 | 29.8%（H30年度） |
| ・避難所用簡易トイレの備蓄数 | 55台（R2年度） |

(3) 行政機能の確保

3-1 市内における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 災害が発生した際、災害対策本部の機能を十分に発揮させるうえで、地域防災計画の不断の見直しや、必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導などに重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する必要がある。
- 災害対策本部においては、実態に則した運用事項（対策本部設置場所・庁舎被災の際の代替施設の設定・職員の参集範囲など）を定め、定期的な実動訓練等を通じ、実施体制の検証・見直しを行う必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 災害発生時に、災害対応と併せ、行政サービスの低下を最小限に抑えるため、業務継続計画の策定を進める必要がある。
- 業務継続体制については、業務全体を対象とした継続体制を整備する必要がある。
- 業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報ネットワークの被災に備え、本市における ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------------------|-----|
| ・災害対策本部を設置する市役所の耐震化 | 未耐震 |
| ・業務継続計画 (BCP) の策定 | 未策定 |
| ・ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定 | 未策定 |

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(電力基盤等の整備)

- 市内はもとより、全道レベルでの電力基盤等の整備及び電力の安定供給の確保に向けて、シューパロ発電所（夕張シューパロダム）ほか市内水力発電施設の安全で安定的な稼働を推進する必要がある。

(エネルギー事業者等との連携)

- 災害時の電力をはじめとしたエネルギーの安定的供給や、インフラの維持・復旧等の迅速な対応のためエネルギー関連事業者との連携を強化する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時における住民生活の維持及び災害からの復旧作業の円滑な推進のため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 H27 年度締結
- ・ 災害時等の発生時における北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 H22 年度締結

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本道の農業は高い食料供給力を持っており、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本市においても、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など持続的な農業経営に資する取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 新規就農者 1 人（R 元年度）
- ・ 農家戸数 119 戸（R 元年度末）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や排水管路、貯留施設、浄水場など水道施設の整備・耐震化を進めている。今後、基幹管路の計画的な更新と集約化を図る必要がある。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や発電機の整備など応急給水体制の整備を図る必要がある。

（下水道施設等の防災対策）

- 災害時に備えた下水道 BCP の策定とあわせ、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・上水道の基幹管路の耐震適合率	1.7%（R元年度）
・下水道の管路耐震化率	0%（R元年度）
・配水池の耐震化率	4.1%（R元年度）
・下水道 BCP の策定状況	策定済み（H28年度/R2年度改定）
・合併浄化槽普及率	26%（R元年度）

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災・老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について対策工事の順次実施と、必要に応じた関係機関の要望を行っている。橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、施設ごとの計画に基づき、計画的な修繕を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

・夕張市橋梁長寿命化計画の策定	策定済み（H25年度 随時更新）
・夕張市道路附属物点検	実施済み（H25年度 随時更新）

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における事業継続体制の強化)

- 大災害時において、市内企業の事業停止による市民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により市内企業等における事業推進体制の継続及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組みに対する支援を推進する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定化を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するなど災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。

5-2 市内における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・一般財団法人トラック協会との災害時における輸送業務に関する協定 R元年度締結

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災重点ため池のハザードマップの策定 未策定
※ため池法に基づく届出の対象となる決壊の恐れのあるため池は無い。

6-2 農地・森林等の被害による荒廃

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・市有林における人工林の割合 51.3%

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（市町村における災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など災害廃棄物処理体制の検討を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害廃棄物処理計画の策定 未策定

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設事業者との連携）

- 災害発生時における道路インフラ等の復旧作業などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、専門的技術・機材を有し地域事情にも精通する建設事業者とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（技術職員による応援体制）

- 災害時の復旧・復興等に関する事業を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・市内建設業協会を含めた建設事業者との災害時における応援体制の協定 H18年締結

第4章 夕張市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、夕張市における強靱化施策の取組方針を示す「夕張市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報の連携・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、夕張市が主体となって実施する事業を設定するとともに、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【夕張市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、原則最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとしている。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「夕張市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携した対策を実施する。
- 多くの住民等が利用する公共施設等について耐震化がなされていない場合は、耐震化に向けた検討を促進する。

（建築物等の老朽化対策・空家対策）

- 公共建築物等の老朽化対策について、「夕張市公共施設等総合管理計画」及び施設ごとの長寿命化計画に沿って、計画的な維持管理や長寿命化の対策を実施する。
- 民間建築物の老朽化対策について、市の支援制度の活用などを通じリフォームによる長寿命化を図る。また、空家の対策については「夕張市空家等対策計画」に則り、空き家発生の抑制、適正な管理の指導のほか、支援制度を活用した空き家解体の推進を図る。

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、その運営体制の構築に向けた支援を実施する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、沿道建築物の耐震化を含め、国や北海道と連携を取り計画的な整備を推進する。

（その他）

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。

【指標】

・ 住宅の耐震化率	76%（H24年度）	【目標】 95%（R2年度）
・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率	90%（H24年度）	【目標】 95%（R2年度）
・ 小中学校の耐震化率	100%（H23年度）	
・ 医療施設（市立診療所）の耐震化率	未耐震	【目標】 診療所建替（R5年度）

・社会福祉施設の耐震化率	100% (S60年度)	
・空家対策の実施(利活用)	13件(R元年度)	【目標】 30%(R5年度)
・空家対策の実施(解体)	17件(R元年度)	【目標】 30%(R5年度)
・緊急指定避難場所及び指定避難所	12ヶ所	【目標】 現状数維持
・住宅用火災報知器設置率	72.31%(R2年度)	【目標】 100%

《推進事業》

- ・地域再生整備事業
(住宅取得・リフォーム分)《社会資本整備総合交付金》
(空家除却補助分)《空き家対策総合支援事業》
- ・市営住宅再編事業 《地域居住機能再生推進事業補助金》
- ・耐震改修促進計画策定事業《社会資本整備総合交付金・住宅・建築物安全ストック形成事業》
- ・庁舎管理事業
- ・市立診療所改築事業 《都市構造再編集集中支援事業》
- ・老人福祉会館運営事業
- ・学校施設等長寿命化計画策定事業
- ・国道452号線整備促進事業【国】
- ・道営住宅建設促進事業【北海道】
- ・一般道道夕張長沼線整備事業促進【北海道】

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害による被害の軽減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進するべく、国、北海道とも連携を図る。

(大規模盛土造成地変動予測調査)

- 大規模な盛土により宅地等を造成した地域では、地盤が危険な変状をきたしている場合があるため、一連の変動予測調査を実施する。結果、滑動崩落危険盛土が特定された場合は、しかるべき安全対策工事を実施する。

【指標】

・土砂災害警戒区域指定数	137箇所	
・土砂災害特別警戒区域指定数	121箇所	
・土砂災害ハザードマップの作成	夕張市防災マップとしてH25	【目標】 R4年度改定年度作成

《推進事業》

- ・治山事業【北海道】
- ・特定土砂災害対策推進事業【北海道】
- ・大規模盛土造成地変動予測調査事業 《社会資本整備総合交付金》

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

- 夕張市防災マップ（ハザードマップ）を状況にあわせて適宜改定するとともに、防災マップを活用し、平時からの防災意識の向上と定期的な防災訓練の実施により、水害時の住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤、水路の整備などの治水対策について、国、北海道と連携し、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- ゲリラ豪雨などの内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場の整備や雨水管渠などの計画的な点検・清掃を推進する。

(ダム防災対策)

- 大雨発生時における夕張シューパロダムの治水効果の発揮を図るため、ダム施設の適切な維持管理を要望するほか、大雨による水害を未然に防止する事前放流の運用について情報交換を図る。

【指標】

・洪水ハザードマップの作成	夕張市防災マップに記載（H25年度）	【目標】	R4年度改定
・洪水ハザードマップに基づく防災訓練等の実施	地域別に年1回開催（H30年より）	【目標】	年1回開催の継続
・避難勧告着目型タイムライン（素案）の試行的な運用を開始した河川	阿野呂川（R2年より）		

《推進事業》

- ・河川維持管理事業

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し平時からの意識啓発を推進する。

(除排雪体制の確保)

- 各道路管理者（夕張市、北海道、国）による適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

【指標】

・除雪機械保有台数	12台（R2年度）	【目標】 12台（R5年度）
-----------	-----------	-----------------------

《推進事業》

- ・道路除排雪事業（社会資本整備交付金）
- ・除雪機械整備事業（社会資本整備総合交付金）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大**（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）**

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、暖房器具や発電機などの備蓄を促進する。

【指標】

・防寒対策用資機材の備蓄整備状況		
・毛布類	217枚（R2年度）	【目標】 現状数維持
・ポータブルストーブ	29台（R2年度）	【目標】 現状数維持
・発電機	4台（R2年度）	【目標】 現状数維持

《推進事業》

- ・災害用備蓄整備事業

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大**（関係機関の情報共有化）**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関から市災害対策本部へのリエゾン派遣の要請など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新を促進する。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を促進する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上など、災害情報伝達手段の多重化を促進する。

- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、民間と連携した受け入れ態勢の整備を推進する。特に外国人観光客に向けた災害情報や避難所情報の伝達体制の取組を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など、災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など「共助」の最大限の発揮に向けた所要の対策を推進する。

（防災教育の推進）

- これまで行ってきた住民避難訓練や避難所開設・運営訓練を今後も継続し、災害発生時の住民対応力醸成を図るほか、防災キャンプ等の取り組みを更に発展させ広い世代の防災教育推進を図る。
- 小中学校、各事業所や町内会などの防災講話により、防災意識の向上に向けた効果的な取組を推進する。

【指標】

・自主防災組織活動カバー率	11.5% (R2 年度)	【目標】	100% (R5 年度)
・防災訓練の実施回数	1回/年 (R2 年度)	【目標】	現状数維持
・避難行動要支援者計画の策定状況	策定済み (H26 年度)		

《推進事業》

- ・総合行政情報ネットワーク整備事業

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において応急物資の迅速な調達を図るため、物資調達等の体制整備に取り組む。

- 各種補助金・民間事業者等との協定などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であることから、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。

【指標】

・防災関係の協定件数(民間企業・団 体、行政機関)	30件 (R2年度)	【目標】	随時見直し・拡大
・非常用食料の備蓄状況	2,095食(R2年度)	【目標】	現状数維持

《推進事業》

- ・災害用備蓄整備事業

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか各種事業者など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防職員、消防団員の災害対応力向上のため、恒常的な訓練や研修を実施し、人材育成の取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や各市町村など関係機関と連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害対応資機材等の更新・配備を計画的に行う。

【指標】

・総合防災訓練の実施件数	未実施(R2年度)		
・消防車両の配備状況	消防本部 11台、消防団 8台 (R2年度)	【目標】	現状数維持
・陸上自衛隊との災害時の連携に係る協定	H25年度締結		

《推進事業》

- ・消防職員研修事業
- ・消防職員各種資格取得
- ・救急隊員養成事業
- ・消防資機材整備
- ・救急資機材整備

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- プライバシーの確保、トイレ環境の向上など避難所における生活環境の整備を促進する。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、地域防災計画に基づき医師会に要請を行うほか、日赤救護班や災害派遣医療チームの派遣要請など災害時の支援体制の強化を推進する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時に自力での避難が困難である高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的、物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫体制)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施など平時からの感染予防対策を進める。

【指標】

・予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	95.2% (R元年度)	【目標】	95%以上 (R5年度)
・特定健康診査受診率	29.8% (H30年度)	【目標】	50% (R5年度)
・避難所用簡易トイレの備蓄数	55台 (R2年度)	【目標】	100台 (R2年度)

《推進事業》

- ・休日・夜間救急医療体制補助事業
- ・初期救急確保体制整備事業
- ・市民保健ケア事業 (各種健診、予防接種)
- ・市立診療所改築事業《都市再生整備計画事業：都市構造再編集中支援事業》

3. 行政機能の確保

3-1 市内における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害対策本部においては、実態に即した運用事項 (対策本部設置場所・庁舎被災の際の代替施設の設定・職員の参集範囲など) を定め、定期的な実動訓練等を通じ、実施体制の検証・見直しを行う。

(業務継続体制の整備)

- 災害発生時においても行政サービスの低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における業務の継続体制を確保する。
- 情報システムの機能維持のための取組を促進する。

【指標】			
・災害対策本部を設置する市役所の耐震化	未耐震		今後検討
・業務継続計画(BCP)の策定	未策定	【目標】	R3年度策定
・ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)の策定	未策定	【目標】	R3年度策定

《推進事業》
・庁舎管理事業
・業務継続計画策定事業

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。
- 電力基盤の整備及び安定供給の確保に向け、市内各所の水力発電所施設の安定的稼働を推進する。

(エネルギー事業者等との連携)

- 災害時の電力をはじめとしたエネルギーの安定的供給や、インフラの維持・復旧等の迅速な対応のためエネルギー関連事業者との連携を強化する。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

【指標】	
・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	H27年度締結
・災害時等の発生時における北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22年度締結

《推進事業》
・庁舎管理事業
・地域産業資源創出事業

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず、食料供給のため重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

(農業の体質強化)

- 農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な農業経営に資する取組を推進する。

【指標】

・新規就農者	1人(R元年度)		
・農家戸数	119戸(R元年度末)	【目標】	115戸(R4年度)

《推進事業》

- ・農業排水河川水位管理委託事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・農業経営体育成支援事業
- ・青年就農給付金事業
- ・農業振興対策連携事業
- ・鳥獣被害防止総合支援事業【南空知広域有害鳥獣害防止対策協議会】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策)

- 下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

【指標】

・上水道の基幹管路の耐震適合率	1.7%(R元年度)		
・下水道の管路耐震化率	0%(R元年度)		
・配水池の耐震化率	4.1%(R元年度)		
・下水道BCPの策定状況	H28年度策定(R2年度改定)		
・合併浄化槽普及率	26%(R元年度)	【目標】	30%(R7年度)

《推進事業》

- ・ 公共下水道整備事業
- ・ 管渠・マンホール設置等事業 《社会資本整備総合交付金》
- ・ 災害応急復旧資機材購入事業 《防災・安全交付金》
- ・ 合併浄化槽普及促進事業
- ・ し尿処理場維持管理事業 《循環型社会形成推進交付金》

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

（道路施設の防災・老朽化対策）

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について関係機関に対して要望を行う。
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、適切な維持管理・更新等を実施する。

【指標】

・夕張市橋梁長寿命化計画の策定	策定済み(H25年度 随時更新)	【目標】	随時更新
・夕張市道路付属物点検	実施済み(H25年度 随時更新)	【目標】	随時更新

《推進事業》

- ・ 道路橋梁整備事業
- ・ 市道維持補修事業
- ・ 交通安全施設整備事業
- ・ 橋梁長寿命化計画事業 《社会資本整備総合交付金》
- ・ コンパクトシティ推進事業 《社会資本整備総合交付金》

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（企業における事業継続体制の強化）

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関との連携により市内企業等におけ

る事業体制推進体制の継続及び市内企業等が実施する減災・防災のための取組を支援する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を促進する。

《推進事業》

- ・夕張市チャレンジ事業

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取り組みを進める。

《指標》

- ・一般財団法人トラック協会との災害時における輸送業務に関する協定 R元年度締結

《推進事業》

- ・コンパクトシティ推進事業（社会資本整備総合交付金）

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、継続的な点検を行う。

《指標》

防災重点ため池のハザードマップの策定割合 未策定

※ため池法に基づく届け出の対象となる決壊の恐れのあるため池は無い。

6-2 農地・森林等の被害による荒廃

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、森林の多面的機能の継続的な発揮を図る。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指標》

- ・市有林における人工林の割合 51.3%

《推進事業》

- ・森林環境保全整備事業
- ・林業専用道整備
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・農業排水河川水位管理委託事業
- ・農村地域防災減債事業 沼ノ沢地区【北海道】

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、廃棄物処理体制の検討を推進する。

《指標》

- ・災害廃棄物処理計画の策定 未策定 【目標】 一般廃棄物のあり方と併せて検討

《推進事業》

- ・じん芥収集処理事業
- ・富野じん芥収集管理事業
- ・容器包装リサイクル事業

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設事業者との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設事業者との連携体制を強化する。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。

《指標》

・道・市内建設業協会を含めた建設事業者との災害時における応援体制の協定 H18年度締結

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を図るとともに、市の財政再生計画・総合計画や各種個別計画とも整合性を図っていく必要がある。

このことから、本計画の推進期間を令和2年から令和9年3月までとし、令和9年度に開始する夕張市総合計画と歩調をあわせるかたちで強靱化計画を更新するものとする。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

PDCA

夕張市